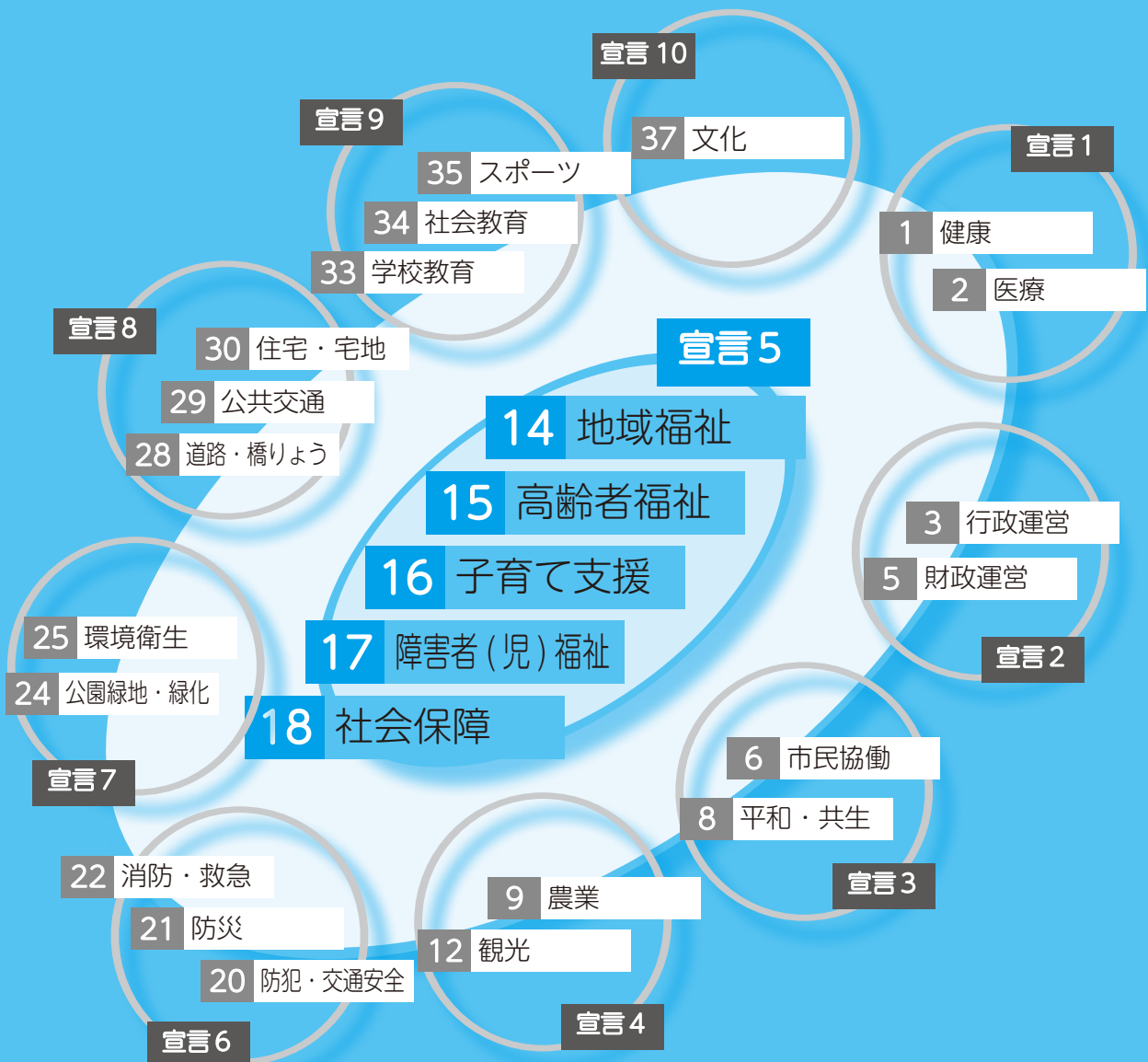


宣言 5

誰もが安心して暮らせるまちをつくります

次代を担う子どもを生き育てやすく、また、子どもが健やかに成長でき、高齢者や障害者が生活の不安を感じることがないように、地域での支え合いを通じて、誰もがいつまでも安心して暮らせる環境を整えます。



地域福祉

- 1 福祉の心の醸成
- 2 地域福祉推進体制の充実
- 3 地域福祉施設の整備

1 福祉の心の醸成

施策 141

<福祉課>

●現状・課題

少子高齢化の急速な進行、家族形態の多様化、価値観の変化などにより、地域福祉の基盤となる地域における人と人とのつながりや、助け合い、支え合いは弱体化しています。

一方、地域における社会貢献活動などへの参画意識の高まりから、ボランティアなど市民の自主的な活動が活発になってきています。

こうした状況のなか、犬山市社会福祉協議会をはじめ福祉関係団体などが福祉の心の醸成に向けた普及・啓発活動に取り組んでおり、各種講座やボランティア活動、体験活動などを通して、福祉の心を育む機会を市民に提供しています。

また、学校においても、社会奉仕体験活動や総合的な学習の時間の中などで施設訪問やボランティア活動など福祉の心を養う学習や実習に取り組んでおり、その重要性は一層高まっています。

地域社会は、高齢者や障害者、子どもなど、多様な人々で構成されています。

誰もが安心して生活できる環境にしていくためには、助け合い、支え合う思いやりの心を醸成し、豊かな福祉社会を創造していくことが必要です。

●目指す姿と目標指標

高齢者や障害者などわけへだてなく共に生きる心情と理念を育むことにより、福祉活動について関心を持ち、実践する人が多くいます。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016年度	2022年度
◆福祉教育参加延べ人数	人	2,135	2009年度	2,440	2,700
犬山市社会福祉協議会が行う福祉実践教室と福祉体験学習の参加延べ人数。福祉実践教室など福祉教育の充実や啓発を推進し、過去4年間の実績における最高参加者数を上回る2,700人を目指します。					
◆福祉ボランティア登録人数	人	1,033	2009年度	1,240	1,420
犬山市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録している福祉ボランティアの人数。過去3年間の平均増加人数を上回る毎年30人程度の増加で合計390人増を目指します。					

●施策の展開方向

①福祉教育の推進	学校教育でも福祉の心の醸成が必要であるため、各小中学校での福祉実践教育への講師派遣などに力を入れ、福祉教育を支援します。また、大学生などを対象とした福祉ボランティア学習についても関係機関と連携して実施します。
②ボランティアの確保・養成	犬山市社会福祉協議会によるボランティアセンターの活動支援や手話及び要約筆記、点字などの福祉ボランティアを養成する事業などを実施します。また、今後の有力な地域福祉の担い手として期待される団塊の世代の中から、ボランティアリーダーの育成に努めます。
③犬山市社会福祉協議会との連携	「福祉の心の醸成」を中核的に担う犬山市社会福祉協議会とより一層連携して事業を進めます。

2 地域福祉推進体制の充実

施策 142

<福祉課・長寿社会課>

●現状・課題

本市では、犬山市高齢者福祉計画（平成 21 年度～平成 23 年度）や犬山市障害者基本計画（平成 19 年度～平成 23 年度）などの策定を通して、保健・医療・福祉の連携を図り、市民と行政の協働による福祉推進ネットワークの確立に向けた取組みを進めています。

地域でのつながりが希薄となる中で、自助・共助・公助の考え方にに基づき、家族や地域で支え合い、助け合っていくことの大切さも一層認識されてきています。そのため、行政、犬山市社会福祉協議会、民生児童委員、町内会などとの協力体制を構築するとともに、市民一人ひとりに自助・共助・公助の考え方をさらに浸透させながら、市民同士が支え合い、身近な地域で多様な福祉サービスを利用でき、安心とぬくもりを感じながら暮らしていける体制づくりを進めていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

市民が地域福祉活動に主体的に参加・協力し、みんなで支え合って暮らしています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆民生児童委員による相談・支援延べ件数	件	2,825	2009 年度	3,000	3,200
民生児童委員の活動記録票の集計数。過去 5 年間の平均増加件数を上回る毎年 30 件程度の増加で合計 380 件増を目指します。					
◆災害時要援護者台帳登録人数	人	—	2009 年度	1,900	2,150
犬山市災害時要援護者支援計画に基づく台帳に登録した人数。地域の支援者との連携を進め、支援体制の強化を図りながら、先進自治体の登録率を参考とし、平成 22 年度対象者の半数にあたる 2,150 人を目指します。					

●施策の展開方向

①地域支援ネットワークの構築	誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるように、行政、犬山市社会福祉協議会、民生児童委員、町内会、ボランティア、市民活動団体などとの協力体制の構築に努めます。また、高齢者や障害者など災害時に自力で避難することが困難な人に対して、地域支援者と連携しながら支援する体制をつくり、登録者を広げていきます。
②犬山市地域福祉計画の策定	市民の主体的な参加により、地域福祉を総合的に推進する上で基本となる犬山市地域福祉計画の策定を目指します。

●重点事業

災害時要援護者避難支援事業	災害時に自力で避難することが困難な人を事前に把握しながら台帳を作成し、台帳登録者の増加を目指します。また、制度内容の見直しを行うとともに、その情報を、行政、関係団体、地域などが共有することにより一体となって支援します。
---------------	---

●現状・課題

福祉会館は、城下町地区に昭和 45 年に建築され、各種市民団体などの福祉活動や学習・集会の場をはじめ、犬山市社会福祉協議会や中央児童館、長寿館が併設され、デイサービス事業や各種相談事業など幅広いサービスを提供する施設として使用されています。また、地域の避難所としても位置づけられています。近年は、設備の老朽化が進行し、施設の維持管理が困難になっています。また、城下町地区を訪れる観光客の増加に伴う交通渋滞の発生や駐車場の不足、景観的な問題などの視点からも福祉会館の移転が提案されています。

また、養護老人ホームは、昭和 51 年に移転建築された施設であり、便所や浴室をはじめ施設内のバリアフリー化がされておらず、空調などの設備も改修が必要となっています。

そのため、それぞれの施設の利用者や入所者のニーズに応えた機能を組み込んだ複合的な福祉施設の整備に向けて検討を進めていくとともに、年齢や身体能力など様々な状況にある誰もが、社会に参画し、活動できる環境を整えていく必要があり、ユニバーサルデザイン※に配慮した施設の整備や改修を進めていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

新たな福祉施設が整備されるなど地域福祉を支える環境整備が進み、市民誰もが快適に福祉サービスを受けることができるようになっていきます。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆福祉会館の移転	%	— 2010 年度	—	100.0
福祉会館の多様な業務や機能を目的別に集約し、利用者の利便性を向上するための機能の分散移転を目指します。				
◆養護老人ホームの整備方針の決定	%	— 2010 年度	—	100.0
平成 34 年度（2022 年度）までに養護老人ホームの整備方針を決定することを目指します。				

●施策の展開方向

①福祉会館の移転	施設利用者の意向などへも配慮しながら、福祉会館内に混在する様々な業務や機能を目的別に集約して複数の施設へ分散することも考えながら、現在地からの移転を進めます。
②養護老人ホームの整備	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を基に、入所者が必要とする機能を充実させるため、養護老人ホームの整備について、施設の複合化も含め検討を進めます。併せて、高齢者福祉サービスの充実や世代間交流の促進を図るため周辺の保育施設などとの連携を強化するなど、エリアの整備を検討していきます。

●重点事業

福祉会館移転事業	建築後 40 年を経過した建物で、老朽化も進んでいます。加えて、城下町地区を訪れる観光客の増加による駐車場の不足や景観的な問題などの視点からも、現在地からの移転を進めます。
養護老人ホームの整備	昭和 51 年に建築された養護老人ホームの老朽化に対応するため、施設の複合化も含めた整備を検討します。



ユニバーサルデザイン 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用できることのできる施設・製品・情報の設計（デザイン）。

高齢者福祉

- 1 高齢者の生きがいがづくりと社会参加
- 2 高齢者福祉サービスの充実
- 3 地域包括ケア体制の確立
- 4 介護保険サービスの提供

1 高齢者の生きがいがづくりと社会参加

施策 151

<長寿社会課>

●現状・課題

今後、ますます高齢化が進展する中で、団塊の世代の大量退職なども進み、高齢者が持つ豊かな知識や技術、経験などを有効な社会資源として活用していくことが重要です。こうした資源の活用を場を提供することが、高齢者の生きがいがづくりと社会参加につながり、自立した高齢者の増加も期待できます。

また、生涯学習やスポーツなども、高齢者の生きがいがづくりにつながる重要なものです。生きがいを持つことで、心身ともに健康を保持・増進することができ、介護予防にもつながります。

そのため、社団法人犬山市シルバー人材センターや老人クラブの円滑な運営のための支援や、各地区の老人クラブの活動に対し、指導や援助を行っています。

今後も、高齢者の生きがいがづくりと社会参加への支援や、生涯学習やスポーツの促進を積極的に行っていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

就労対策、社会参加への支援、生涯学習やスポーツの促進など総合的な取組みが進められ、高齢者が生きがいを持って地域で安心して暮らしています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016年度	2022年度
◆社団法人犬山市シルバー人材センター 会員数	人	975	2009年度	1,060	1,080
高齢者への就業の提供及び健康増進と社会交流を図る社団法人犬山市シルバー人材センターの会員数。平成21年度の加入率(会員/60歳以上人口)4.2%を維持することで、会員数の増加を目指します。					
◆老人クラブ会員数	人	3,021	2009年度	3,350	3,400
犬山市老人クラブ連合会加入の老人クラブ会員数。平成21年度の加入率(会員/60歳以上人口)13.3%を維持することで、会員数の増加を目指します。					

●施策の展開方向

①高齢者の生きがいがづくりの支援	社団法人犬山市シルバー人材センターや老人クラブが円滑に事業運営できるよう援助し、就労機会の提供や社会奉仕活動の推進などを通して、高齢者の生きがいがづくりを支援します。
②高齢者の社会参加の促進	市民活動団体などとも協働し、高齢者自らが積極的に学んだり、個性や能力を伸ばしたり、地域社会において豊富な知識や経験を活かして活躍できる場や機会を確保して、高齢者の社会参加を促進します。
③高齢者の生涯学習・スポーツの促進	市民総合大学を中心とする生涯学習事業や、さくら工房におけるものづくり講座など、高齢者の生きがいがづくりの一助として参加を促進します。また、身近な地域で、年齢を問わず誰もが楽しめるようスポーツ教室への参加を推進します。

●現状・課題

高齢者が住み慣れた地域で生活していくためには、日常生活上の不安解消に向けた支援や介護予防の取組みが必要であるとともに、要介護状態に陥った場合にも、介護保険のサービス以外で、在宅介護の負担を軽減することができる支援などが必要とされています。

そのためには、高齢者が、それぞれの身体状況や生活状況に応じた適切な支援を受けることができるよう、高齢者福祉サービスの一層の充実を図っていくことが求められています。

今後、高齢化が急速に進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれるため、高齢者福祉サービスの内容や利用対象者、事業の効果的な周知方法などについての検討と、地域における見守り体制の強化を進めていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

各種の高齢者福祉サービスの利用と、地域コミュニティやボランティアなどによる見守り体制の強化により、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活しています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016年度	2022年度
◆高齢者食事サービス※利用者数	人	52 2009年度	60	65

65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯に食生活の改善と安否確認のため昼食を配達する高齢者食事サービスの利用人数。過去3か年の最高値の水準を目指します。

◆ひとり暮らし高齢者安否確認対象者	人	159 2009年度	200	240
-------------------	---	------------	-----	-----

虚弱なひとり暮らし高齢者で安否確認申請がなされ対象となった人数。過去3か年の最高値の水準を目指します。

●施策の展開方向

①ひとり暮らし高齢者などの生活支援の充実	高齢者食事サービスやひとり暮らし高齢者安否確認事業※、緊急時に消防署へ通報できる緊急通報事業※などの高齢者福祉サービスについて、広報周知を進め、利用の促進を図ります。併せて、高齢者一人ひとりに合ったサービスを提供することで、安心して自立した生活を営めるように、サービスの内容などについて随時見直しを進め、充実を図ります。
②高齢者の見守り体制の強化	民生委員や高齢者あんしん相談センター職員が訪問する安否確認調査の充実を図るとともに、高齢者の生活を地域で支えるため、高齢者あんしん相談センターが中心となって、近隣住民、町内会、ボランティア、市民活動団体などと連携し、高齢者それぞれの状況に応じた見守り支援体制を強化します。

用語解説

高齢者食事サービス 食生活への援助や見守りが必要な方に、食事の提供と安否確認、配達時の声かけ等のふれあいによる孤立感の解消のため、昼食を配達するサービス。

ひとり暮らし高齢者安否確認事業 虚弱なひとり暮らし高齢者の安否確認のため、週3回牛乳などを配達する事業。

緊急通報事業 身近に協力者を確保した方に対して、緊急時に消防署へ通報が可能な機器を貸与する事業。

3 地域包括ケア体制の確立

施策 153

<長寿社会課>

●現状・課題

高齢期になっても安心して在宅で生活するためには、地域で保健・医療・福祉・介護のサービスが切れ目なく提供され、地域ぐるみで高齢者の生活全般を支えていく地域包括ケアシステムの整備が必要となります。

現在、地域ケアの核として設置している地域包括支援センターに、平成 22 年度からはこれまでの在宅介護支援センターが培ってきた総合相談支援業務や、緊急時に 24 時間対応できる機能を統合し、市民にわかりやすい機関とするために「高齢者あんしん相談センター」と愛称をつけ、地域住民の保健・医療・福祉の向上や、虐待防止、介護予防マネジメントなど総合的な支援を行っています。

今後も、高齢者あんしん相談センターを中心としたワンストップ※によるケアマネジメント※や総合相談の体制を強化するとともに、地域にある社会資源と相互にネットワークされた支援体制を確立していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

高齢者あんしん相談センターを中心としたワンストップによるケアマネジメントや総合相談体制とともに、地域の保健・医療・福祉に関する各資源とのネットワーク化による支援体制が確立され、高齢者が安心して在宅で生活しています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆高齢者あんしん相談センター相談件数	件	4,428	2009 年度	4,960	5,180
来所・電話・訪問の相談援助実績。過去 3 か年の相談割合（相談件数/高齢者人口）24%から目標値を設定し相談体制の充実を目指します。					
◆認知症サポーター※の人数	人	805	2009 年度	2,070	3,080
認知症サポーター養成講座を受講した人数。サポーター 1 人当たりの高齢者人口の目標値を平成 28 年度（2016 年度）は 10 人、平成 34 年度（2022 年度）は 7 人として目標値を設定し認知症サポーターの養成を目指します。					

●施策の展開方向

①保健・医療・福祉サービスの連携の充実	高齢者の相談などに適切に対応するため、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会や、介護保険・高齢者福祉サービス関係者などとの協力・連携体制を強化し、早期段階の認知症の発見に加え、相談時に的確な対応や支援ができる体制を確立します。
②高齢者あんしん相談センターの機能充実	認知症高齢者や高齢者虐待などの問題に適切に対応するため、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援事業、虐待防止・権利擁護業務や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業などを実施する高齢者あんしん相談センターを中心に、在宅介護相談協力員との連携体制の強化や総合相談対応職員の確保を進めます。また、地域において認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る認知症サポーターを増やします。

●重点事業

高齢者あんしん相談センター事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者あんしん相談センターの機能を強化し、医療や福祉、介護などの生活支援サービスが包括的・継続的に提供できる体制づくり（地域包括ケア）の実現を図ります。
-----------------	--

用語解説

ワンストップ 一度の手続（単独の窓口）で、必要となる関連手続をすべて完了すること。

ケアマネジメント 利用者や家族が必要とする各種サービスを組み合わせ、評価・調整・管理をすること。

認知症サポーター 認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を見守ることで暮らしやすい地域をつくっていく人。

●現状・課題

高齢化の進行に伴い、介護を必要とする高齢者が増加している中で、介護保険サービスについては、特別養護老人ホームや地域密着型サービス※の整備を進めてきました。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、要支援認定者など介護状態の比較的軽い高齢者の状態が悪化、重度化しないように、身体能力の維持と改善に向けた介護予防の取り組みや、増加する認知症高齢者への対応が重要となります。

状態が悪化した場合でも、可能な限り生きがいやゆとりを持った生活を送ることができるようにするため、引き続き介護保険サービスの必要量を的確に把握して、基盤整備を進めていく必要があります。

また、利用者の安心を確保するために、介護保険サービスの質の向上への取り組みも重要となっています。

●目指す姿と目標指標

介護保険サービスについて量も質も充実し、高齢者が住み慣れた地域で安心してゆとりを持った生活を送っています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016年度	2022年度
◆介護保険サービス利用者数	人	1,614	2009年度	1,885	2,155
介護認定を受けサービスを利用する人数。平成20年度と平成21年度の伸び率(2.8%)から目標値を設定し、サービスの充実を目指します。					
◆介護相談員受入事業所数	箇所	42	2009年度	45	50
市内の介護保険サービス事業所のうち介護相談員の派遣を受入れた事業所数。犬山市介護保険事業計画に基づき整備を進め、8箇所の新規受入れを目指します。					

●施策の展開方向

①介護保険サービスの充実	利用者の増加に対応できるよう、3年ごとに策定する犬山市介護保険事業計画において、介護保険事業の枠組みや目標について、市民ニーズを踏まえながら適切に設定し、介護保険サービスの充実を図ります。
②介護保険サービスの質の向上	相談員が介護保険サービス事業所を訪問し、利用者からの疑問、不満及び不安の解消を図る介護相談員派遣事業により、介護保険サービスの質の向上を図ります。また、介護保険サービス事業者を対象に介護保険に関する知識や質の向上を目的とした介護サービス事業者協議会を設置し、介護保険制度に関する情報提供を行い、事業者間の連携の強化を図るとともに、事業所を訪問して、介護保険サービス内容などの調査や指導を実施します。



地域密着型サービス 住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスで平成18年4月に創設され、原則市民のみが利用でき、市が指定・指導監督の権限を持つ。

基本施策 16

(宣言5)

子育て支援

- 1 地域における子育て支援
- 2 保育サービスの充実
- 3 子どもを育む環境整備

1 地域における子育て支援

施策 161

<子ども未来課>

●現状・課題

本市では、子育て支援センターを開設し、子育て相談の実施や子育て情報の提供など子育て支援の取り組みを進めてきました。

しかし、核家族化や地域の連帯意識の希薄化が問題視されるようになって久しく、子育て家庭においては、子育てに対する不安や負担感が増えています。

子育てと仕事が両立でき、子どもたちが地域で健やかに育つためにも、地域と行政が連携して、子育てがしやすい地域環境づくりを進める必要があります。具体的には、地域における人的・物的な資源を活かした子育て支援を展開することにより、子育てへの不安や負担を軽減し、誰もが安心して子育てができ、子どもが健全に育成される環境を確保していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

地域と行政との連携により、子育てに関する支援体制が充実し、子育て家庭が孤立や負担を感じることなく、安心してゆとりを持って子育てをしています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016年度	2022年度
◆地域子育て支援拠点施設利用者数	人	45,211	2009年度	45,500	45,500

子育て支援の拠点となる10施設の年間延べ利用者数。乳幼児数は年々減少していくことが予測されるが、利用者数は直近の利用実績数の維持を目指します。

◆ファミリー・サポート・センター※援助会員数	人	546	2009年度	580	610
------------------------	---	-----	--------	-----	-----

ファミリー・サポート・センター事業の援助会員数。年度により依頼件数は増減するものの、いつでも対応できるようにするため、直近の登録者数から算出した5人程度の増加を毎年目指します。

●施策の展開方向

①子育て支援の拠点機能の充実	児童館・児童センターの子育て広場ぽんぽこや犬山市子育て支援センターなどの拠点施設において、子育て親子の遊び場・交流の場の提供、子育てに関する相談・情報提供、講習会などを実施するほか、出張型の地域子育て支援拠点事業の拡充に努めます。また、利用者の意見を反映し、ニーズに合った内容を実施します。
②相互援助活動の拡充	援助会員・依頼会員のニーズ把握に努め、ファミリー・サポート・センター事業の時間の延長や活動内容の拡大を図ります。また、援助会員のさらなる確保に努め、依頼に対応できるサポート体制の充実に努めます。
③活動の世話人の確保	児童館や児童センター、児童クラブ、子供会など、子どもの育成に関わる活動に対し、地域住民の力を活かした子育て支援ができるようボランティアによる世話人の養成、確保に努めます。

用語解説

ファミリー・サポート・センター 保育園などの送迎や保護者の急用時の預かりなど、子育ての援助をして欲しい人（依頼会員）と援助をしてもよい人（援助会員）が会員となり、子育てに関し助けたり助けられたりできるよう、会員相互間をつなぐ仕組み。

●現状・課題

少子化や核家族化の進行、女性の就業率の高まりの中で、子育て支援に対する保護者のニーズは高まり、多様化しています。

本市では、「犬山の子は犬山で育てる」を視点に子どもの自律「子育て」、親の子育て力向上「親育ち」の支援、充実を図るとともに、就学前から中学校までの一貫した教育の実現を目指し、幼保共通のカリキュラム※を実践しています。平成19年度には、幼保一体化を総合的かつ効果的に推進するため、子ども未来センターを設置しました。

また、待機児童をつくらぬよう0歳児保育の拡充、保育時間の延長など子育て支援施策を推進し、さらに園舎の耐震・大規模改修工事を計画的に実施し、安心・安全な保育環境づくりに努めてきました。

一方で、3歳未満の入園児や長い時間保育が必要な園児が増加していることから、長時間保育を実施する園の増加など、園児の受け入れ体制を充実していくことが課題となっています。

今後も、保護者の多様なニーズに応えられるよう、職員の資質向上や保育内容の充実を図り、子どもの生活の場としてふさわしい保育環境を確保していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

多様な保育ニーズに対応した保育環境が整備され、充実した保育サービスが提供されています。また、保護者は、子育てと仕事を両立することができ、安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てをしています。

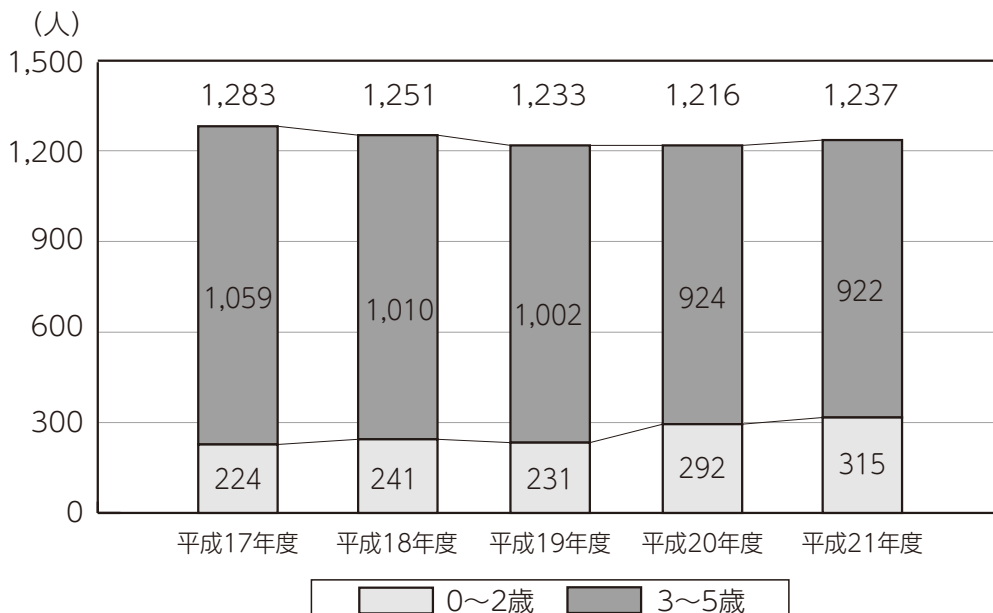
目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016年度	2022年度
◆長時間保育（11時間を超える保育）実施園数	園	6	2010年度	9	9

11時間を超える保育を実施している子ども未来園（公立の保育園）の数。市内の4地区すべてに複数の長時間保育実施園を設置することを目指します（犬山地区 3園、城東・羽黒・楽田地区 各2園）。

◆子ども未来園入園児数（0～2歳）	人	315	2009年度	320	320
-------------------	---	-----	--------	-----	-----

低年齢（0～2歳）の園児数。乳幼児数は年々減少していくことが予測されるが、社会的な要因などを踏まえて、現状値と同程度の乳幼児の受け入れ継続を目指します。

園児数の推移



(資料 子ども未来課)

● 施策の展開方向

①多様な保育サービスの提供	乳幼児保育の拡充や保育時間の延長など保育サービスの充実を図ります。また、一時保育の拡充、病後児保育の推進など緊急時の保育サービスの提供を進めます。さらに、地域の未就園児と保護者、お年寄りなどとの交流を進めます。
②幼保小連携の推進	子ども未来園、犬山幼稚園（公立の幼稚園）では、幼保共通のカリキュラムに基づき、すべての園児に同一内容の養護・教育を実施し、発達や学びを小学校教育へつなげていきます。また、公立・私立の保育園、幼稚園及び小学校が合同で研修を行ったり、相互に情報交換を行ったりするなど、幼保小の連携を進めます。
③子育て力の向上	地域住民の知識や技能など地域の子育て力を活用するなど、園児の保護者や地域の子育て家庭に対する支援を行い、家庭の子育て力の向上を図ります。
④保育士の資質向上	保育に関する研究や研修などに参加し、保育の専門知識や技術の習得に積極的に取り組み、保育士の一層の資質向上を図ります。

● 重点事業

幼保小連携推進事業

子ども未来園、犬山幼稚園で実践している共通のカリキュラムについて、内容を検証・改訂しながら、発達や学びを小学校教育へつなぐために、幼児教育と学校教育の連携を図り、教育・保育・子育て支援のさらなる充実に努めます。



幼保共通のカリキュラム 幼稚園と保育園の一体化を推進するにあたり、子ども未来園、犬山幼稚園が「乳幼児期の教育」という観点から共通の教育・保育の指導目標、内容をまとめたもの。

<子ども未来課・公園緑地課>

●現状・課題

子どもの豊かな心や丈夫な身体を育むためには、家庭・地域・学校など多くの人との交わりの中で、様々な体験・経験をしていくことが必要です。

しかし、都市化や少子化の進行、遊び方の変化などにより、子どもたちが年齢の異なる友だちと集団で遊んだり、世代を超えた人たちと交流したりする機会が減少しています。

子どもの健全な発育を支援していくためには、交流・ふれあい・体験機会の拡充や放課後児童クラブ^{*}の活動内容の充実、また、子どもの遊び場である児童遊園等の計画的な修繕や児童センターの整備などが求められています。

また、子育て家庭への様々な支援が求められる中で、増加傾向にあるひとり親家庭に対しては、自立を促進するための経済的負担の軽減、就労相談などを適切に行っていく必要があります。

●目指す姿と目標指標

子どもの成長・発達に寄与する「遊び」・「集い」・「交流・ふれあい」の機会や環境が整い、子どもたちが、地域での様々な体験活動を通して社会性を身につけています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016年度	2022年度
◆地域交流事業実施回数	回	49 2009年度	60	70
児童館・児童センターが地域と連携して行う行事の開催回数。7つの児童館・児童センターが年間10回程度の交流事業を継続して実施することを目指します。				
◆放課後児童クラブ設置箇所数	箇所	13 2010年度	14	14
放課後児童クラブの設置箇所数。既存クラブの活動内容を充実するとともに、1クラブの登録人数が40人程度となるよう、羽黒小学校区での増設（1箇所）を目指します。				

●施策の展開方向

①児童館・児童センターの利用促進	放課後児童クラブの利用者ばかりでなく、一般児童の利用拡大を図ります。また、児童に関わる各種団体やボランティアなどと協力し、子育て支援の核となる施設運営や施設整備を図り、さらなる地域との交流を推進します。
②乳幼児との交流・ふれあい機会の充実	子どもを生み育てることや生命の大切さを学ぶことができるよう、中学生をはじめとして次代の親となる若い世代を対象に、乳幼児とのふれあい体験や、助産師・保健師・乳児を持つ母親などから直接話を聞く機会を設けるなどの拡充を図ります。
③子育て家庭への支援	子育てに関する情報提供の機会や出張型家庭児童相談室など各種相談機会を拡充するほか、子ども手当・児童扶養手当など諸手当の適正な支給に努めます。また、ひとり親家庭の自立に向けた支援の推進を図ります。その他、児童虐待につながる養育不安のある家庭に対しては、特別な援助が必要なため、関係機関による見守り・支援を継続実施していきます。
④児童遊園・ちびっこ広場の維持管理	遊具や植栽などの設置状況や維持管理状況を台帳により管理し、定期的な点検と適切な修繕を行うとともに、PTAなどの地域ボランティアの協力を得ながら、安心して利用できる子どもの遊び場を整備します。草刈りやごみ拾いなどの日常管理は地元町内会などに管理委託し、地域住民の愛園精神の向上を図るとともに、子どもへの見守り意識を高めます。

●重点事業

楽田児童センター整備事業	施設の充実と利便性を向上させ、子どもを育む環境機能の強化を図るため、現在、楽田出張所に併設されている楽田児童センターを移転新築します。
--------------	---

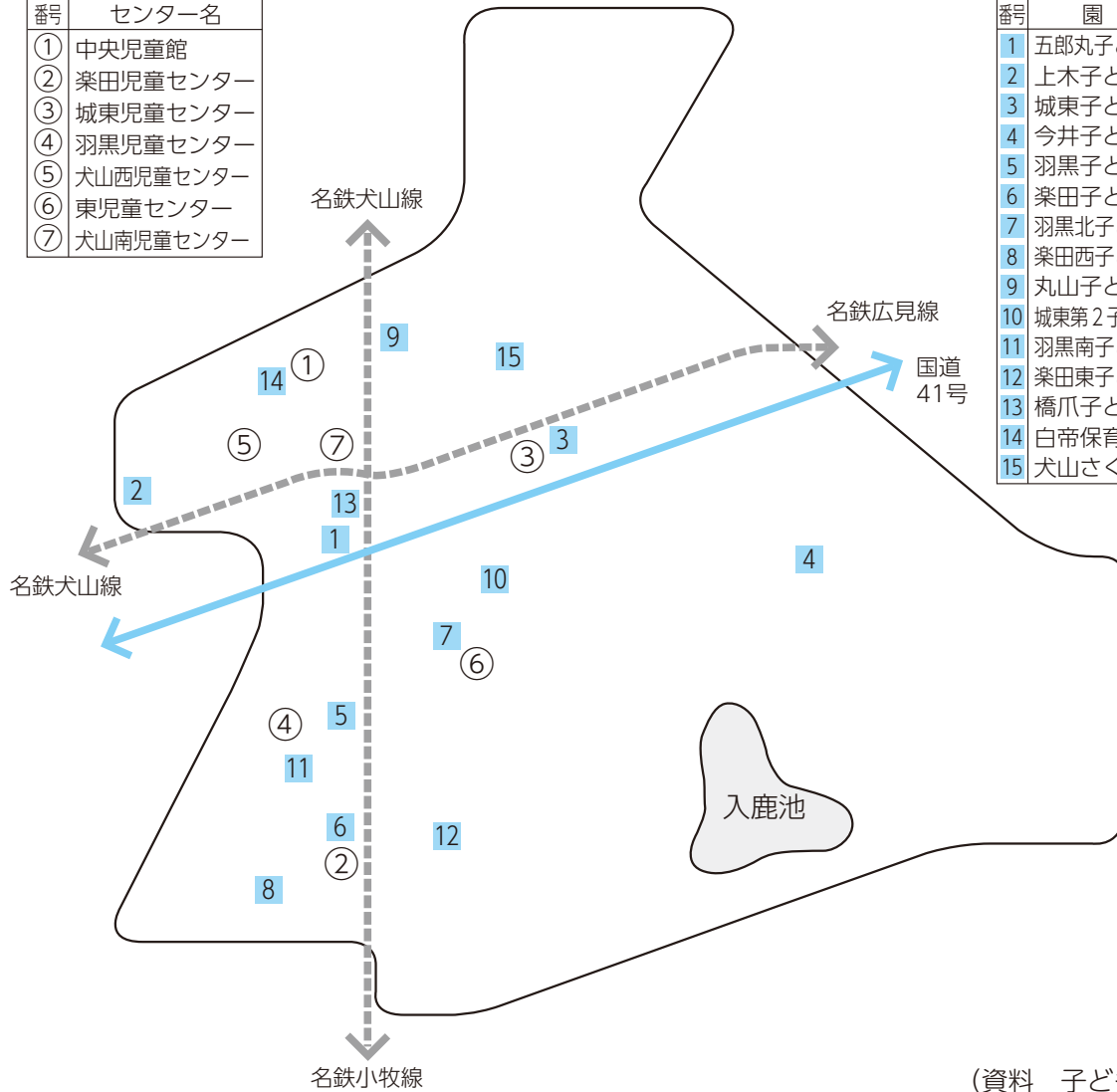
用語解説

放課後児童クラブ 授業後や土曜日など、保護者が就労等の理由により不在となる家庭の児童（小学校に就学している概ね10歳未満の児童）を対象に、児童館・児童センターの1室や学校の空き教室などを利用して適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図る事業。

子ども未来園・児童館・児童センター位置図

番号	センター名
①	中央児童館
②	楽田児童センター
③	城東児童センター
④	羽黒児童センター
⑤	犬山西児童センター
⑥	東児童センター
⑦	犬山南児童センター

番号	園名
1	五郎丸子ども未来園
2	上木子ども未来園
3	城東子ども未来園
4	今井子ども未来園
5	羽黒子ども未来園
6	楽田子ども未来園
7	羽黒北子ども未来園
8	楽田西子ども未来園
9	丸山子ども未来園
10	城東第2子ども未来園
11	羽黒南子ども未来園
12	楽田東子ども未来園
13	橋爪子ども未来園
14	白帝保育園
15	犬山さくら保育園



(資料 子ども未来課)



障害者(児)福祉

- 1 障害者の自立と社会参加の推進
- 2 障害福祉サービスの充実

1 障害者の自立と社会参加の推進

施策 171

<福祉課>

●現状・課題

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者の適性や能力に応じた就労や地域活動、スポーツ・文化活動などへの社会参加ができる機会が必要です。

本市では、障害者の就労や地域活動などへの参加を支援するため、屋外での移動が困難な障害者に対して、外出時の援助を行う移動支援事業や手話通訳者の派遣事業などを行ってきました。

また、企業への就労について、民間企業には、障害者の雇用の促進等に関する法律により、障害者の雇用率 1.8%の確保が義務付けられています。犬山公共職業安定所管内における就業中の障害者数は、年々確実に増加していますが、平成 21 年の雇用率は 1.51%と、全国、県と比較するとやや低くなっており、法定雇用率達成企業の割合も 54.5%にとどまっています。

そのため、今後も、障害者の雇用については、企業への啓発を進めるとともに、障害者自身の自立を助長するためのサービスとしては、移動手段や情報伝達の向上を工夫しながら障害者が社会参加しやすい環境を整備する必要があります。

●目指す姿と目標指標

障害者がそれぞれの能力に応じた活動を行い、地域で生きがいを持って自立し、安心して暮らしています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆就業中の障害者数（犬山公共職業安定所管内）	人	683	2010 年度	740	800
犬山公共職業安定所の登録者の就業人数。過去 3 年間における就業中の障害者数の増加は 10 人程度であるため、毎年 10 人ずつの増加を見込み、800 人を目指します。					
◆移動支援利用延べ時間数	時間	2,780	2009 年度	3,270	3,700
移動支援利用延べ時間数。平成 25 年（2013 年）には、障害者自立支援法が廃止され、新たな総合福祉法が制定される予定であるため、利用状況の変化も考えられるが、現時点での利用時間数の 3 割増を見込み、年平均 70 時間の増加で 3,700 時間を目指します。					

●施策の展開方向

①就労支援の充実	障害者の雇用については、犬山公共職業安定所や関係機関と連携し、障害者の適性に合致した働く場を斡旋できるように支援します。
②社会活動への参加促進	地域活動支援センターの利用を通じて、障害者が生きがいを見つけられるよう機能訓練や創作活動を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援し、社会参加できる機会や情報の伝達手段を充実します。
③外出支援（交通手段などの確保）	社会生活上必要不可欠な外出や障害者が安心して社会参加できるよう、移動支援の充実やタクシー料金の助成及びコミュニティバス※の利用促進を図るなど、交通手段などの確保に努めます。

用語解説

コミュニティバス 自治体や地域共同体が、地域住民の移動手段を確保するために運行するバス。

2 障害福祉サービスの充実

施策 172

<福祉課・子ども未来課>

●現状・課題

障害者の福祉サービス利用については、身体障害者及び知的障害者では、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、利用者が事業者と対等な関係に基づいて、自らサービス提供者を自由に選択し、契約によってサービスを利用する「支援費制度」に平成 15 年度から移行しました。

また、平成 18 年度からは、2 障害に加え精神障害者も含めた障害者自立支援法に基づくサービスの利用へと抜本的な改正が行われました。

この改正に伴い、利用者の相談内容やニーズに応じた生活の場の確保とサービスの提供が一層重要になっています。

しかしながら、この障害者自立支援法は、平成 25 年（2013 年）までに廃止され、新たな総合福祉法が制定される予定であり、加えて障害者権利条約の批准を視野に入れた障害者施策全般の改正も掲げられており、その動向を注視しながら適切に対応していくことが必要となります。

本市では単独事業として、在宅で生活する重度の知的障害と重度の肢体不自由を併せ持つ重症心身障害者が通所する、心身障害者更正施設「いぶぎ」を開設しており、利用者の症状や健康状態に応じて身体介護や食事の提供、入浴介助などを提供しています。

市町村が設置した重症心身障害者の施設は全国的にも少なく、障害者の地域移行が進むなか、在宅で生活する重度の障害者の日中の生活の場として重要な役割を担っています。

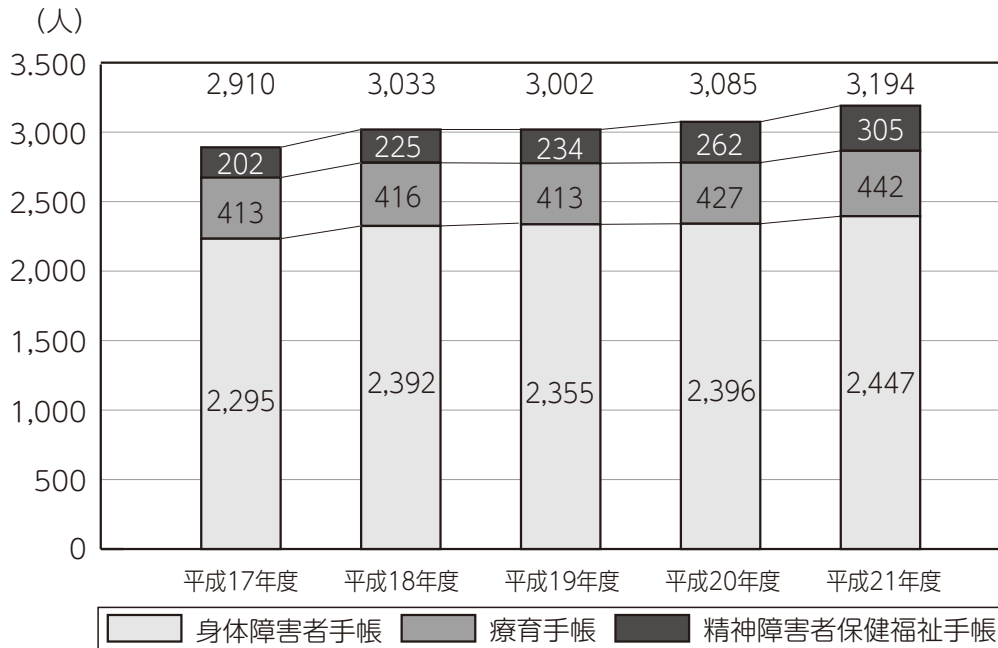
また、心身の発達に何らかの援助が必要な児童と保護者が親子で通園するこすもす園（犬山市児童デイサービスセンター及び心身障害児通園施設）では、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練など、遊び等を通して成長・発達を促す取組みを行っています。このような子どもたちへの対応は、何より早期療育につなげることが大切であり、子どもの発達の遅れなどを保護者の気持ちに配慮して伝え、理解してもらい、関係機関との連携を密にし、切れ目のない支援を行っていくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

障害のある人が、必要なときに必要なサービスが利用でき、地域で安心して生活をしています。また、保護者自身が子どもの障害や発達の遅れなどを受け止め、速やかに必要な療育を受けています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆障害福祉サービス利用延べ件数	件	3,807	2009 年度	4,430	4,950
障害福祉サービスの延べ利用件数。平成 25 年（2013 年）には、障害者自立支援法が廃止され、新たな総合福祉法が制定される予定であるため、利用状況の変化も考えられるが、現時点での利用延べ件数の 3 割増を見込み、年平均 90 件の増加で 4,950 件を目指します。					
◆児童デイサービス月平均利用延べ回数	回	266	2009 年度	360	360
児童デイサービスの月平均の利用延べ回数。平成 22 年度からの施設増築により、月平均利用延べ回数の 3 割強程度の増加を見込み、360 回を目指します。					

障害者手帳所持者数の推移（各年3月末）



(資料 福祉課)

● 施策の展開方向

①障害福祉サービスの充実	地域の関係機関やサービス提供事業所と連携し、障害者が安心して地域で生活することができるよう、障害福祉サービスなどを充実するとともに、利用に必要な支援を行う体制の強化を図ります。
②グループホーム・ケアホーム※の確保	知的障害者や精神障害者の入所施設利用者の地域移行を図るため、グループホームなどひとり暮らしが困難な知的障害者や精神障害者の生活の場の確保に努めます。
③児童デイサービスの推進	心身の発達に何らかの援助が必要な子どもたちに対し、その発達を助長することができるよう個別又は集団での療育や、集団生活に適應することができるよう訓練などを行う児童デイサービスを推進します。また、療育備品・図書の充足、保育士等のスキルアップなど療育環境の充実を図ります。

● 重点事業

障害福祉サービスの充実	障害福祉サービスには、障害者の地域生活や就業を支援するため、障害者自立支援法で定められた介護給付と訓練等給付の2つのサービスと市が行う地域生活支援事業があり、障害者のニーズに合わせたサービスが提供できる体制等を整えるとともにサービスの充実を図ります。
-------------	---

用語解説

グループホーム・ケアホーム 障害者などが援助を受けながら共同生活を営む施設。特に、少人数の知的障害者や精神障害者が就労しつつ、日常生活の援助を受けて共同で生活する施設をいう。グループホーム（共同生活援助）は、地域で共同生活を営む障害者に、住居において共同生活を営むための相談や日常生活上の援助を行う。ケアホーム（共同生活介護）は、障害者が共同生活している住居において、主に夜間の入浴・排泄・食事の介護を行う。

社会保障

- 1 低所得者への支援
- 2 国民健康保険の運営
- 3 国民年金の運営
- 4 福祉医療の充実

1 低所得者への支援

施策 181

<福祉課>

●現状・課題

生活保護制度は、憲法第 25 条に規定された「生存権」の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長するための制度です。

本市の生活保護世帯は、景気後退で、派遣社員や期間従業員など非正規雇用の労働者が契約解除されるなどの経済雇用情勢の悪化や高齢化の進展に伴い、急激に増加しています。また、生活保護を受けるに至らない低所得者についても経済的にゆとりがなく、不安定な状況となっています。

そのため、犬山市社会福祉協議会や犬山公共職業安定所などと連携しながら、生活困窮者や低所得者の生活の安定と自立に向けた相談や指導などの支援体制をより一層強化していくことが求められています。

●目指す姿と目標指標

支援が必要な人に必要な援助と自立のための支援が行われており、低所得者などの生活の安定と向上が図られています。

目標指標	単位	現状値	目標値	
			2016 年度	2022 年度
◆生活保護率	‰	2.7 2009 年度	3.3	3.3

人口 1,000 人当たりの生活保護者数。‰ (パーミル) ※ で表示。本市の保護率は国及び県よりも著しく低い数値であり、低所得者の自立支援を推進することで、平成 22 年 11 月時点での保護率の維持を目指します。

●施策の展開方向

①要保護世帯の実態把握	民生児童委員、犬山市社会福祉協議会、犬山公共職業安定所など関係機関との連携をより一層強化し、要保護世帯の実態把握に努めます。
②相談・援助・指導の充実	生活保護システムを活用することにより、事務の効率化を図るとともに、経験を有した相談職員の適正配置に努め、自立に向けた相談・援助・指導の充実を図ります。
③低所得者の自立支援の促進	本人の自立意欲を大切にしながら相談事業を展開するとともに、犬山市社会福祉協議会や犬山公共職業安定所などの関係機関との連携を図り、生活福祉資金の活用や就労支援員による就労相談及び就労援助などを行い、自立に向けた適切な支援活動を推進します。加えて、保健・医療などの関係機関との連携を強化します。

● 現状・課題

国民健康保険は、国民皆保険^{*}実現のため昭和 36 年から始まった制度であり、これまでも様々な制度改正が行われてきましたが、平成 20 年度に後期高齢者医療制度^{*}の創設を核とする大規模な医療制度改正が実施されました。

このため、本市の国民健康保険の加入状況は、平成 20 年度当初には、後期高齢者医療保険へ 5,562 人が移行し、19,851 人と激減しましたが、平成 21 年度末では 20,056 人であり、ほぼ横這いで推移しています。

また、この改正により、保険加入者の生活習慣病^{*}予防の自主的な取組みを促進する目的で、特定健康診査^{*}の実施も定められました。本市における受診率は、平成 20 年度が 35.5%、平成 21 年度が 43.2%と向上しています。

しかしながら、この改正に伴い、国民健康保険は非常に複雑な制度になるとともに、負担金や交付金の組み立ても大きく変わり、財政的に先行きの見えない状態が続いています。

当面、現在の国民健康保険を円滑に運営することが求められるとともに、平成 25 年度（2013 年度）を目指して国が進める後期高齢者医療制度の廃止とそれに代わる新しい医療制度の創設に向けて、市として適切な準備と市民周知を実施していく必要があります。

● 目指す姿と目標指標

後期高齢者医療制度廃止後の新しい保険制度が円滑に運用され、すべての人々が医療を安心して受けられる社会になっています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆国民健康保険加入者数	人	20,056	2009 年度	26,700	27,800
国民健康保険の加入者数。平成 25 年度（2013 年度）からの新しい高齢者医療制度により、75 歳以上の高齢者が国民健康保険に加入することが見込まれるなか、加入者数の増加に対応した体制を目指します。					
◆特定健康診査受診率	%	43.2	2009 年度	65.0	65.0
特定健康診査受診者数／対象者数。国の目標値であり、本市の特定健康診査等実施計画（平成 20 年度～平成 24 年度（2012 年度））の目標値でもある 65%を目指します。					

● 施策の展開方向

①国民健康保険の円滑な財政運営	医療費の動向を常に把握し、国民健康保険税や国、県などの負担金・交付金の状況と照らし合わせ、被保険者や医師などから構成する国民健康保険運営協議会で協議を行いながら、円滑な財政運営に取り組みます。
②予防医療の推進	メタボリックシンドローム [*] に着目した特定健康診査の受診率を高め、その後実施する保健師による保健指導と併せて予防医療を推進し、健康市民づくりに寄与します。
③新制度の情報収集と市民周知	国が進める新しい医療制度の情報を収集し、市民への周知に努めます。

用語解説

国民皆保険 国民誰もが、何らかの医療保険に加入し、一定の自己負担で必要な医療を受けることができる制度。この制度の根幹を支えるものが国民健康保険制度である。

後期高齢者医療制度 高齢者の医療費を社会全体で支え、医療保険制度を持続可能なものとしていくことを目的に、平成 20 年度から導入された新しい医療保険制度。75 歳以上の高齢者はすべてこの制度に加入しているが、現在、平成 25 年度（2013 年度）に向けて見直しが進められている。

生活習慣病 心臓病、高血圧症、糖尿病、がん、脂質異常症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気のこと。

特定健康診査 糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防のために、40 歳から 74 歳までを対象として実施される健診のこと。

メタボリックシンドローム 内臓脂肪型肥満によって、様々な病気が引き起こされやすくなった状態。

3 国民年金の運営

施策 183

<保険年金課>

●現状・課題

国民年金制度は、すべての国民が安定した生活を送ることができるよう、世代間でお互いに助け合う仕組みであり、少子高齢化が進むなか、老後の生活を支える制度として大きな役割を果たしています。

しかし、年金記録問題による制度に対する信頼感の低下や長引く景気の低迷、若年者の年金離れなどにより、国民年金を取り巻く状況は厳しさを増しています。本市においても、未加入者や保険料未納者が増え、県全体の保険料納付率も、平成 18 年度の 68.7%から平成 20 年度には 64.4%まで低下しており、年金制度のあり方が根本から問われています。

このため、国による年金記録問題の解決に向けた様々な取組みに加え、年金相談や広報啓発活動などの実施により、市民の制度に対する正しい理解を深め、信頼を回復していくことが求められています。



年金相談

●目指す姿と目標指標

国民年金制度に対する不安や不信の解消が図られたことにより、未加入者や保険料未納者が減少し、制度が安定的に運営され、市民は老後の心配をすることなく安心して暮らしています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016 年度	2022 年度
◆年金相談件数	件	1,161	2009 年度	1,300	1,500
各種年金相談の利用件数。今後増加していく相談件数（死亡時の相談が多いため、平成 21 年度の実績値に過去 5 年間の死亡者数の伸び平均 2%を設定）に対応するため、相談体制の充実を目指します。					
◆保険料納付率	%	66.7	2009 年度	68.4	70.6
国民年金保険料の納付率。これまで低下し続けている納付率に歯止めをかけ、平成 21 年度の実績値から、毎年 0.5%程度の向上を目指します。					

●施策の展開方向

①相談体制の充実	市民の国民年金制度に対する理解を深め、加入者の受給権を確保するため、年金相談員による相談、一宮年金事務所による出張相談を開設するなど相談窓口の充実に努め、専門的な相談にも対応できる態勢を確保し、市民の利便性の向上を図ります。
②年金加入・保険料納付の推進	年金への未加入や保険料の未納を防ぐため、広報誌、市ホームページやパンフレットなどを活用して周知に努めるとともに、年金事務所との協力体制を強化し、国民年金制度の啓蒙・啓発活動を推進します。また、納付困難者に対して、申請免除や納付猶予などの制度を周知します。

●現状・課題

福祉医療制度は、社会的・経済的に弱い立場にある心身障害者や子ども、ひとり親家庭・高齢者に対し、医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、心身の健康保持と生活の安定を図るものです。

急速に進む少子高齢化や大規模な医療制度改革など社会情勢は大きく変化し、対象者のニーズも多様化しており、こうした状況に対応するため福祉医療制度の適切な運用と一層の充実が求められています。

また、今後も厳しい財政状況のなか、医療費は年々増加すると見込まれることから、福祉医療制度を将来にわたり安定的に継続できるように給付と負担の均衡を考慮し、対象者に一部の負担を求めていくなど助成のあり方を検討することも必要です。

●目指す姿と目標指標

市民ニーズにあった福祉医療費助成が実施され、市民誰もが経済的な心配をすることなく、医療機関を受診することができ、安心して暮らしています。

目標指標	単位	現状値		目標値	
				2016年度	2022年度
◆福祉医療助成対象者数	人	8,756	2009年度	17,500	15,300
障害者、子ども、母子家庭等、精神障害者、後期高齢者福祉医療の対象者数の合計。平成21・22年度の助成拡大を踏まえ、人口の増減率や障害者手帳発行数の伸び率などを加味して目標値を設定し、福祉医療の充実を目指します。					
◆福祉医療助成額	千円	520,468	2009年度	913,000	977,000
障害者、子ども、母子家庭等、精神障害者、後期高齢者福祉医療の助成額の合計。平成21・22年度の助成拡大を踏まえ、人口の増減率や障害者手帳発行数の伸び率などを加味して目標値を設定し、福祉医療の充実を目指します。					

●施策の展開方向

①福祉医療制度の円滑な実施	医療制度改革など社会情勢の変化に合わせて適切に制度を見直し、市民ニーズにあった医療費助成を実施します。高校3年生までを対象とした子ども医療費の助成制度を安定的、継続的に実施するとともに、他の福祉医療助成制度と併せて国に補助制度の創設を要望していきます。また、平成25年度(2013年度)から創設される新しい高齢者医療制度の枠組みに合わせ、現行の後期高齢者福祉医療費助成事業の円滑な移行を図ります。
②福祉医療制度の広報啓発	適正な適用や受付事務を進めるとともに、制度の周知に努めます。

●重点事業

子ども医療費助成事業	医療費の負担を軽減し、子どもたちの健全育成を支援するため、高校3年生までを対象とした子ども医療費助成を継続して実施します。
------------	---